

諮問番号：諮問第 300 号

答申番号：答申第 300 号

## 答申書

### 第 1 審査会の結論

糸島市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 24 条第 3 項の規定による保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

### 第 2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求めるというもので、その理由は次のとおりである。

車を処分したが、介護施設に入所している審査請求人の母（以下単に「母」という。）の所に行くにも、処分前のガソリン代よりも高い交通費が必要である。

保護却下決定通知書には「最低生活維持可能であるため」とあるが、母の終活も迫っている状況の中、収入の見通しにも限界がある。

自分は持病もあり、仕事に就くこともできない。

審査請求書を記入した時に提出したかったが、切手代に困って 6 月 16 日の郵送になってしまう状況である。

#### 2 審査庁の主張の要旨

本件審査請求は、審査請求人が令和 7 年 3 月 31 日付けで行った法第 24 条第 1 項の規定による生活保護（以下「保護」という。）の開始の申請（以下「本件申請」という。）に対し、処分庁が同年 4 月 11 日付けで本件処分を行ったところ、これを不服として、その取消しを求めるものであるが、本件処分は法令等に則って適正に行われており、違法又は不当な点は認められない。

よって、本件審査請求は理由が無いので、棄却されるべきである。

### 第3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点は、処分庁が本件申請を却下したことに違法又は不当な点がないかということにあるので、以下判断する。

- 1 法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と規定し、厚生労働大臣は、最低生活費を計算する尺度となる「生活保護法による保護の基準」（昭和38年4月厚生省告示第158号。以下「保護の基準」という。）を定めている。

また、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第10は、保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と、同第8によって認定した収入（以下「収入充当額」という。）との対比によって決定する旨を定めている。

なお、次官通知第8の3の(2)のイの(ア)は、「他からの仕送り、贈与等による金銭であって社会通念上収入として認定することを適当としないもののほかは、すべて認定すること。」と定めている。

- 2 処分庁は、別紙のとおり保護の要否の判定を行った上で本件処分を行っているが、審査請求人世帯の状況に鑑み、令和7年3月31日時点で保護の基準を当てはめて算定したところ、その計算には誤りがないものと認められる。

したがって、本件処分については、法令等に則って適正に行われたものと認められる。

- 3 その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

### 第4 調査審議の経過

令和7年11月14日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、令和8年1月15日の審査会において、調査審議した。

### 第5 審査会の判断の理由

- 1 (1) 法第24条第3項では、保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保

護の要否、種類、程度及び方法を決定する旨が、次官通知第 10 では、保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と、収入充当額との対比によって決定する旨が、それぞれ定められている。

(2) 本件処分にかかる処分庁による保護の要否判定（別紙）につき、審査請求人世帯の状況に鑑み、令和 7 年 3 月 31 日時点で保護の基準を当てはめて算定したところ、最低生活費は 97,747 円であり、収入充当額は 118,142 円であることが認められる。

収入充当額が最低生活費を上回っていることから、処分庁が、審査請求人世帯の状況に鑑み、保護を要しないと判断したことに違法又は不当な点は認められない。

2 そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないからこれを棄却するのが相当である。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、前記第 1 のとおり結論する。

福岡県行政不服審査会第 3 部会

委員 井上 禎 男

委員 井手上 治 隆

委員 森 美知子

別紙 保護の要否の判定表（令和7年3月31日時点）

1 最低生活費

(1) 生活扶助額

ア 第1類		
38,560円×1.00	=	38,560円
イ 第2類		27,790円
ウ 冬季加算額		2,630円
エ 経過的加算額		0円
オ 特例加算		1,000円
カ 医療費		8,000円
キ 国民健康保険料		1,467円
小計（ア+イ+ウ+エ+オ+カ+キ）		79,447円
(2) 住宅扶助額		18,300円
(3) 最低生活費（(1)+(2)）		97,747円

2 収入充当額

ア 老齢年金		31,911円
イ 年金生活者支援給付金		6,613円
ウ 母からの仕送り（※）		81,068円
エ 介護保険料		△1,450円
小計（ア+イ+ウ-エ）		118,142円

3 保護の要否の判定

否（1<2）

※ 内訳

ア 年金収入（母に係るもの）		147,512円
イ 年金生活者支援給付金（同上）		2,434円
ウ 高額介護サービス費還付金（3か月平均）		29,904円
エ 歯科物品代		△1,245円
オ 医療費（3か月平均）		△97,537円
小計（ア+イ+ウ-エ-オ）		81,068円